



第 6 章

子どもを安心して育てるために



第6章 子どもを安心して育てるために

1 子育て家庭への支援

(1) 児童手当給付事業

① 事業概要と現状

父母その他の保護者が、子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識のもとに、家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う子どもの健やかな育ちを支援することを目的に、0歳から中学校修了前の児童までの分を、年3回4月分ずつ支給しています。

児童手当の額(1人当たりの月額)

3歳未満	3歳以上小学校修了前		中学生	特例給付 (所得が一定以上ある者)
	第1子・第2子	第3子以降		
15,000円	10,000円	15,000円	10,000円	5,000円

② 今後の取り組み

児童手当法に基づき、適正な給付を継続します。

(2) 子ども医療費給付事業（未熟児養育医療給付事業を含む。）

① 事業概要と現状

0歳から小学校修了前までの児童が医療保険で医療の給付を受けた場合（小学生は入院のみ）の自己負担に係る費用をその保護者に対して支給し、子どもの保健及び出生育児環境の向上を図っています。

② ニーズ調査からみた課題

自由意見の中の医療費負担軽減の要望が、就学前児童の保護者で20.1%、小学生児童の保護者で27.7%あり、最も多くありました。

ニーズに対してどのように拡充していくか検討が必要と考えます。

③ 今後の取り組み

現在の体制を維持しつつ、子どもの受療環境を県内標準レベルまで引き上げられるよう拡充を進めます。

2 特別な支援を要する家庭等への対策

(1) 児童扶養手当給付事業

① 事業概要と現状

父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進を図るため18歳までの児童（障害がある場合は20歳まで）の児童を監護している父又は母に年6回2月分ずつ支給しています。

② 今後の取り組み

児童扶養手当法に基づき、適正な給付を継続します。

(2) ひとり親家庭等医療費給付事業

① 事業概要と現状

主にひとり親家庭の父又は母及び18歳到達年度末までの児童に対し入院及び通院の医療費自己負担分を助成し、児童及び保護者の保健の向上及び家庭の経済的負担の軽減を図っています。

② 今後の取り組み

現在の体制を維持しつつ、適正な給付を継続します。

(3) 高等職業訓練促進事業

① 事業概要と現状

ひとり親家庭の保護者が看護師等国家資格取得のために養成機関で修業する場合、高等職業訓練促進給付金を支給する事業です。

② 今後の取り組み

現在の体制を維持しつつ、育児と修業の両立が円滑にできるよう支援を継続します。

(4) 障害児保育事業

① 事業概要と現状

集団で生活が可能な小学校修了前までの障害児を、未就学児は認定こども園において、小学生は放課後児童クラブ（本市では「りんごクラブ」と称しています。）で健常児とともに受け入れることによって健全な社会性の成長発達を促進するため、施設で専任の支援員を加配した場合に、人件費を補助する事業です。

現在、放課後児童クラブ2施設で実施していますが、人材の確保が困難な状況です。

② 今後の取り組み

障害児の把握と施設との連携を強化し、障害児を受け入れやすい環境整備に努めます。

また、医療的ケア児についても対象となるよう補助の拡大を図ります。

(5) 障害児福祉手当給付事業

① 事業概要と現状

重度の障害のため日常生活において常時介護を必要とする児童に対して支給しています。

② 今後の取り組み

現在の体制を維持しつつ、適正な給付を継続します。

(6) 重度心身障害児医療費助成事業

① 事業概要と現状

18歳未満の身体障害者（1級から3級まで）所持者、愛護手帳（A）所持者、精神障害者保健福祉手帳（1級）所持者に対して、医療費の自己負担の一部を助成しています。

② 今後の取り組み

現在の体制を維持しつつ、適正な給付を継続します。

3 要保護児童への対策

(1) 要保護児童対策事業

① 事業概要と現状

家庭、地域、学校など子どもを取り巻く様々な場での気づきや情報連絡による連携を図り、要保護児童対策協議会の調整機関としてネットワークの充実を図っています。

要保護児童対策協議会は、年1回の代表者会議、年3回の児童相談所との実務者会議の他個別ケース検討会議を開催し、児童虐待等の発生予防からきめ細かく総合的な支援に努めています。

また、児童虐待防止や相談機関の周知など、啓発活動に努めています。

② 今後の取り組み

様々なケースにきめ細かく、迅速に対応できるようネットワークの強化を図り、啓発活動では、オレンジリボン運動を継続して実施します。

(2) 家庭相談事業

① 事業概要と現状

児童虐待の予防及び早期発見、虐待を受けた児童の迅速かつ適切な保護及び自立の支援並びに児童虐待を行った保護者に対する親子の再統合の促進への配慮、その他の虐待を受けた児童が家庭で生活するために必要な配慮や適切な支援を行っています。

常時2人の相談員を配置しています。

② 今後の取り組み

関係機関との連携を図り、様々なケースにきめ細かく、迅速に対応できるよう継続して実施します。

4 子どもの貧困対策の推進

子育て支援に関するニーズ調査では、子育てにおいて経済的負担を軽減してほしいという声が多く寄せられています。

朝食を食べられない状況にある子ども、塾や習い事の希望はあるが実現できていない子ども、どこかに経済的理由から子どもにしわ寄せがかかっている家庭は、現在の相談状況から見ても少なくない状況で、年々増加傾向にあります。

子どもの貧困対策は、貧困の状況に陥った子どもに特別な目を向けるのではなく、これまで掲げてきた取り組みを多くの子どもに向けて行い、貧困に陥った子どもが円滑に各事業に関わっていけるよう、相談体制と地域全体の見守りの強化が必要です。

本市では、主任児童委員との連携を図り、子ども食堂の在り方や見守りのネットワーク体制の強化を検討していきます。